

令和 7 年度

第 2 回三次市地域公共交通会議資料

【協議事項】 世羅町運営有償運送の登録更新に伴う三次市への乗り入れ継続について 1

協議事項

世羅町運営有償運送の登録更新に伴う三次市への乗り入れ継続について

世羅町が運営する自家用有償旅客運送（注）の登録更新に伴う三次市への乗り入れ継続について、世羅町から協議の申し入れがありました。

自家用有償旅客運送の乗り入れは、通院を目的とした世羅町民（津名地区及び黒川地区）の日常生活に必要不可欠であることから、引き続き三次市内へ乗り入れることについて、本会議として承諾しようとするものです。

協議依頼文

令和7年8月1日

三 次 市 長 様

世 羅 町 長
（ 企画課 ）

世羅町運営有償運送の三次市への乗り入れについて（協議）

平素より、本町の行政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、世羅町では平成23年10月1日より、交通空白地有償運送の運行を行っております。

この度、令和7年9月30日をもって登録の有効期間が満了することに伴い、更新申請を行う予定としております。

つきましては、当該運行を実施するに当たり、貴市区域内への乗り入れについて、協議いたします。別紙の内容についてご承諾いただける場合は、別紙承諾書により令和7年8月14日（木）までにご回答ください。

ご多用中大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

（注）自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車（白ナンバーの車）を用いて提供する運送サービスのこと。

通常の自家用車と異なり、実費の範囲内において対価（運賃）を収受することができる。

三次市内でも、“NPO法人元気むらさくぎ”が運行主体となり、作木町内において自家用有償旅客運送（さくぎニコニコ便）を実施している。

1 運送主体

実施主体：世羅町

運行主体：津名地区振興協議会，黒川自治会

2 輸送の別

交通空白地輸送

3 予定期間

令和7年10月1日～令和10年9月30日

4 路線又は輸送の区域

起 点	主たる経過地	終 点
津名自治センター 黒川自治センター	世羅町大字上津田海草・ 大字黒川敷名谷	津島医院 (三次市三和町敷名 4830-1)
	世羅町大字下津田金光・ 大字黒川敷名谷	市立三次中央病院 (三次市東酒屋町 10531)

※別紙（運行日程・運行経路）参照

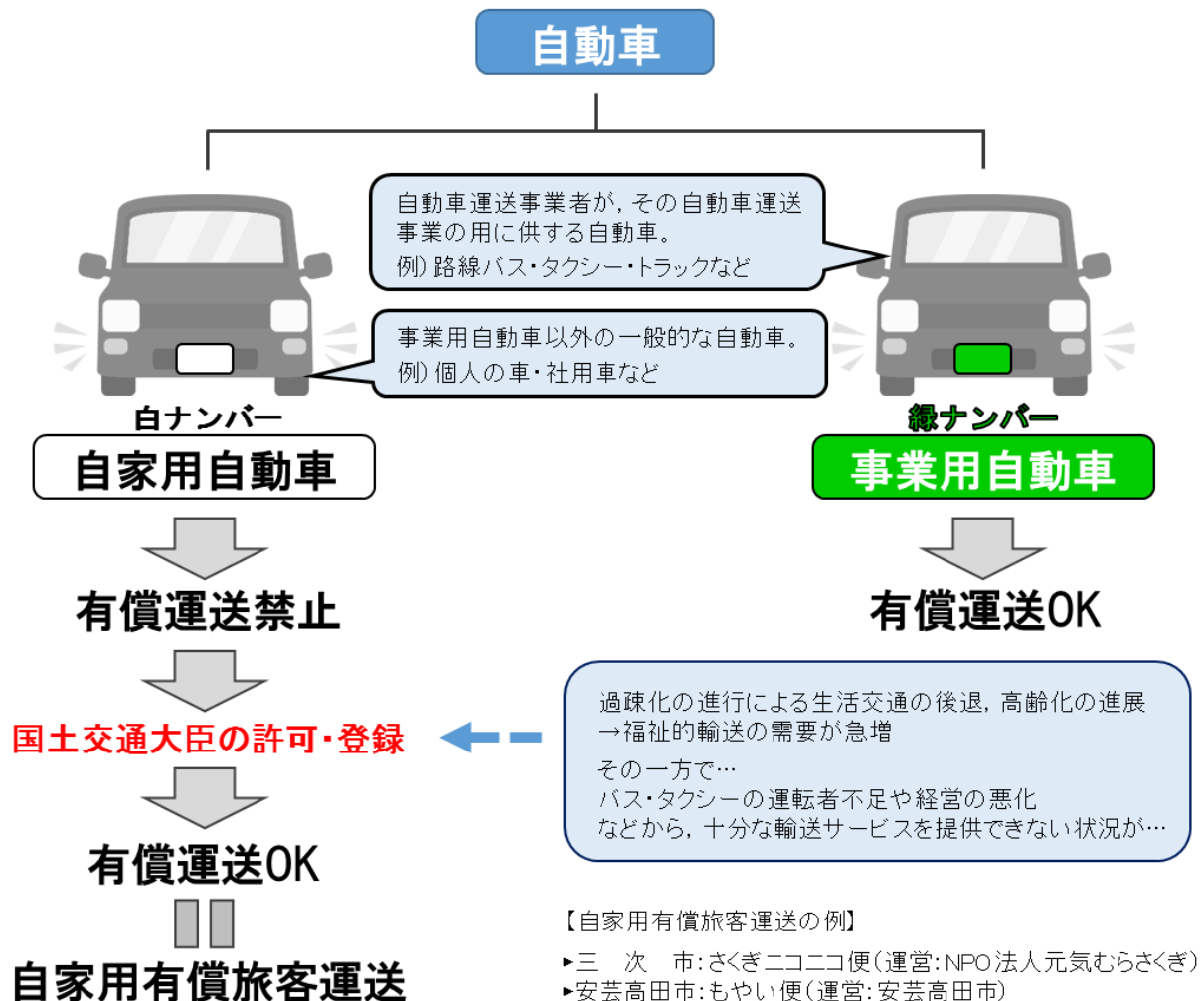
5 運送しようとする旅客の範囲

津名地区及び黒川地区に在住する住民及びその親族，その他当該地域に日常の用務を有する者を基本とする。

6 運賃

津島医院	300 円（定額）
市立三次中央病院	【津名地区】 900 円（定額） 【黒川地区】 1,200 円（定額）

自家用有償旅客運送について



自家用有償旅客運送の概要

- ・既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスが不十分な場合に
- ・登録を受けた市町村／NPOが
- ・自家用自動車(白ナンバー)を用いて
- ・有償で運送することを可能とする制度
- ・安全・安心を確保するため、国土交通大臣の登録が必要
- ・安全確保 = 運転手は2種免許所持者または1種免許+講習受講者に限定
- ・利用者保護 = 対価(運賃)を掲示する必要あり

⇒ **実施には、地域公共交通会議の同意(合意形成)が必要**

自家用有償旅客運送が他市町へ乗り入れる場合

⇒ **乗り入れ先の市町の地域公共交通会議の同意も必要**